学力に関する証明書	(別表質	第1) 幼]一種免	
名	生年	三月日	年 月	日生
記の者は、下記のとおり、教育職員免許法別表第1第2欄に定める基礎資	各を有し、同表領	第3欄に定める単位を	*修得したことを証明	月する。
			年	月 日
			大学長	
14 7 PM 767 4-6	記			
基礎資格・学位の種類	• 備 ²	*		
	月日		学部 学科)	
単位修得機関・単位修得期間				
学部 単位を特徴 関・単位を特別 同学部				
②科目等履修 (他学部·他学科				
と記学校種・教科の課程認定を受けている学科等名 ・教科の課程認定を受けている学科等名				
単位				
.) 教科及び教職に関する科目		単位修得済授業	科目	
教育職員免許法施行規則に規定する科目	確認欄	名称	単位数	備考
領域及び保育内容の指導法に関する科目 ・領域に関する専門的事項				
(教科の専門的事項)				
	1/ =			
・保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)				
・上記2つの事項を合わせた内容に係る科目				
教育の基礎的理解に関する科目		小	H 0	
・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を				
含む。) ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携				
及び学校安全への対応を含む。)				
・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解				
・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)				
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する		小青	計 0	
科目 ・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)				
・幼児理解の理論及び方法 ・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論				
及び方法			N	
 教育実践に関する科目		小	H 0	
教育実習	-			
· 教職実践演習		/\\[H 0	
大学が独自に設定する科目			U U	
		小	H 0	
			H 0	
・上記の全ての単位を取得した年度年度				
2) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目				
教育職員免許法施行規則に規定する科目		単位修得済授業 名称	科目 単位数	
日本国憲法		· H.M.	一一一一	
体育 外国語コミュニケーション				
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作		=		